

～高年齢雇用継続基本給付金とは～

- Q** 60歳を迎える従業員がいます。
当社就業規則により賃金が低下するため雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金について教えてください。
- A** 高年齢雇用継続給付は60歳以上65歳未満の被保険者が原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した場合に支給されます。
各月に支払われた賃金の最大10%(令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方については最大15%)の給付金が公共職業安定所より支給されます。

受給要件は60歳以上65歳未満の一般被保険者であること、雇用保険に通算5年以上入っていることが必要です。離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この間に基本手当、再就職手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

高年齢雇用継続基本給付金の提出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所です。そこで受給資格手続き及び支給申請手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は1か月でどの程度もらえるか60歳時点の賃金月額が30万円の場合でご説明します。

①支給対象月に支払われた賃金が26万円の場合、賃金が75%未満に低下していませんのでこの場合は支給されません。

②支給対象月に支払われた賃金が18万円の場合は低下率が60%です。給与が64%以下まで低下している場合は最大の10%が適用されます。支給額は、 $18万 \times 10\% = 1万8千円$ が支給されます。なおこの給付金は非課税です。

初回の手続きは支給対象月の初日から4か月以内に行い、以後2か月に1回支給手申請をしてください。支給決定された給付金は支給決定日から約1週間後に申請者本人名義の口座に振り込まれます。

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

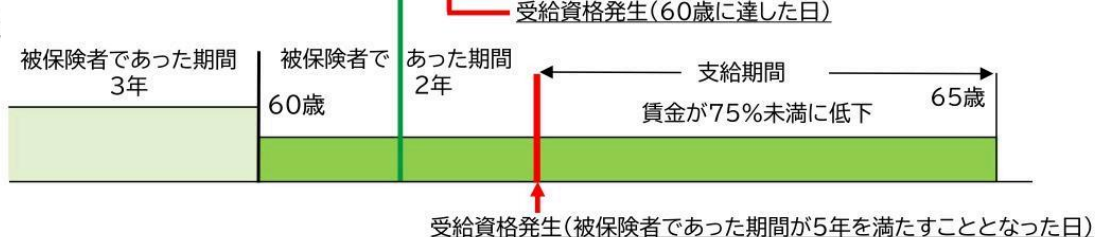
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。



支給率早見表（令和7年4月1日以降）

60歳到達等時点の賃金月額（60歳に到達等する前6か月間の平均賃金）と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続については、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について」をご覧ください。



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html